

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (通知)

このことについて、令和3年6月18日付け、保学第47号により対応いただいているところですが、このたび岡山県の感染状況が、国が示す感染基準においても「ステージⅠ」に引き下げられたことを受け、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準が「レベル1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、部活動の取扱いについては、7月21日から次のとおりとします。

また、特に夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催されるほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられることから、警戒度を一層高め、基本的な感染症対策を徹底することが極めて重要であり、引き続き、適切に対応願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動があることに留意し、次の「3 特に注意が必要な場面」、「4 マスクの着用」の内容及び、競技の特性を踏まえた可能な限りの感染症対策を行った上で、通常の活動を行うこと。

2 対外試合等

(1) 対外試合や合宿等の実施

実施する場合は、競技等の特性を踏まえた感染症対策を徹底すること。

なお、県外との交流（県外からの招聘も含む。）については、随時開催される「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示される県外への移動に関する方針(※)に基づいて対応すること。

(※) 令和3年7月15日に示された方針

「感染拡大地域との往来は避ける」

* 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

(2) 大会や演奏会等への参加

大会や演奏会等への参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」（令和2年12月22日付け、保学第64号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないことが望ましいが、やむを得ず飲食の場面が生じる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話を控えるなどの工夫をすること。

また、飲食の前後に会話する場合は、必ずマスクを着用すること。

(2) 更衣の場面

部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、(1)及び(2)の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

マスクの着用については、「熱中症事故の防止について」（令和3年6月2日付け、保学第43号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

合唱時は、原則マスクを着用することとし、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場合での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月15日付け、保健第281号）を踏まえて、感染症対策を徹底すること。

なお、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、合唱時等を含めて、マスクの着用時は、生徒等の体調の変化に注意し、教員は適切な声かけ等を行い必要に応じて他の生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596